

## 平成29年度九州ブロック担当者会同

### 社会事業部 議題

1. 災害協定について
2. 出前授業について
3. 専門研究所について
4. 空家対策について
5. 筆界特定スキームについて
6. 個人情報保護法について
7. 業務拡大について
8. オンライン申請利用促進について
9. ADRと筆界特定の連携について
10. 各部との住み分けについて
11. 無料相談会について
12. 他士業との連携について
13. 所有者不明地について
14. その他

## 社会事業部 回答書

### 1. 災害協定について

#### 〈福岡会提案議題〉

- ① 福岡会では、本年度に福岡県・調査士会・公嘱協会の三者にて災害協定を締結する予定です。また、福岡県専門職団体連絡協議会で各士業連携して「災害時や災害復興の被災者支援制度」(仮称)の創設に向け勉強会を開催します。

各会でもいろいろ復興支援を行っておられますが、新たな取り組み等がございましたら教えてください。

また、佐賀会では専門職団体連絡協議会で県と災害協定を締結してありますが、協定内容を教えて頂けないでしょうか。

#### 〈鹿児島会提案議題〉

- ② 災害協定締結の各県の取り組み状況についてお尋ねします。

鹿児島会では平成28年に県と、災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定を結びましてから、各市町村との協定締結が相次いで進んでおります。各県の災害協定の状況をお知らせ下さい。

- ③ 鹿児島会での協定の内容につきましては、公嘱協会として県市町村より業務を受託しており県民市民に対して支援協力する意味から、住家被害認定調査等の支援活動の経費負担、活動での労務補償に関しましては調査士会、公嘱協会にて負担する協定内容としております。その準備金、積立金として相当の予算を組んでおりますが、各県にて協定を締結している県や予定している県では、協定の内容についてどのような考え方かお聞かせ下さい。

- ④ 昨年から今年にかけて地震、水害等大規模な災害が起き、各県に置かれましても対応に苦慮されていることと存じます。昨年の会合でも支援活動について報告頂きましたが、その後の経過、対応、新しい取り組み等ありましたらお知らせ下さい。

## 回 答

### 福岡会

#### ②の回答

福岡県・調査士会・公嘱協会の三者にて災害協定を締結する予定。また、専門職団体連絡協議会で災害支援の協定を結ぶことも検討しながら、勉強会を発足。これは調査士単独ではなく被災者の為のワンストップ支援を目指したものとなります。

#### ③の回答

災害協定等に関しては今後の検討課題ですが、災害の多発する昨今では 災害支援や復興等について急務ではと思っています。

鹿児島会にお願いします。住家被害認定調査等の支援活動の経費負担、活動での労務補償に関して調査士会、公嘱協会にて負担する協定内容並びにその準備金、積立金としての予算等の資料等を提示して貰えないでしょうか。

#### ④の回答

福岡県・調査士会・公嘱協会の三者にて災害協定を締結する予定です。また、専門職団体連絡協議会での災害支援の協定を結ぶことも検討しながら、勉強会が開催されました。

### 佐賀会

#### ① の回答

協定書のコピーを資料として添付いたします（資料①）

#### ② ③④の回答

佐賀県専門士業団体連絡協議会において、大規模災害等発生時における 相談業務の支援に関する協定書の締結を行なっています。調査士会単独では協定を結んでいません。

今のところ、協定を結ぶ予定はありません。

特に対応をとっていません。

### 長崎会

現在。長崎県、長崎市、諫早市、島原市、大村市と協定を締結。

残りの市町は長崎県と協定を締結しているため、現時点では協定を締結は未定。

### 大分会

#### ① の回答

大分県でも専門士業連絡協議会があり、日田市の豪雨災害で合同相談会を実施しましたが、相談者は 5 名で調査士に関する相談は 0 件で

した。

昨年度の担当者会同の時に熊本会様から報告があった様に、災害発生時の相談業務はあまり効果がないのではないかとと思われます。

② ④の回答

大分会では、大分県のみと災害協定を結んでいます。

災害が発生すると、大分県の防災危機管理課が各市町村の被災状況の把握を行います。派遣が必要になれば、調査士会だけでは無く大分県の職員や各市町村の職員も応援に行く事になり、派遣調整を防災危機管理課の職員が行いますので、大分県と災害協定を結べば足りるのでは無いかと思えます。

昨年度は、由布市、本年度は日田市、津久見市の被害認定調査を行いました。

③ の回答

調査士会では、大規模災害対策準備金として年間10万円の積立を行っています。

公嘱協会も昨年度より5年計画で年間60万円の積立を行い、最終的には300万円の準備金を準備する計画です。

### 熊本会

大分会同様に熊本県とのみ協定を結んでいます。

また、大規模災害対策準備金の積み立ても検討しております

益城町から支援要請があり罹災証明の事務の補助を行ったが災害協定に基づく物ではなかった。

協定を結んでいても行政からの要請は無かった。

### 鹿児島会

鹿児島会では、平成28年に鹿児島県・調査士会・公嘱協会の三者にて災害協定を締結しました。

協定の内容は災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定となっています。実際の災害での支援活動はまだ行ったことはありません。調査士会で災害関連基金積立として、現在100万円積立を行っています。

公嘱協会では、450万円災害関連積立金として積み立てている。今後とも積み立てて行く予定である。

### 宮崎会

宮崎県と宮崎県専門士業団体連絡協議会（七士会）と相談業務について協定を結んでいる。

2013年11月5日締結（広報部担当）

## 沖縄会

沖縄会は、平成 29 年 1 月 26 日に豊見城市と沖縄会及び沖縄県公嘱協会とで災害協定を結びました。

豊見城市以外の自治体からの打診はなく、予定はありません。

当会並びに当会が構成会になっています「沖縄士業ネットワーク協議会」では那覇市と災害協定書を結んでおります。

沖縄県とは、以前に当会や沖縄士業ネットワーク協議会で県の関係部署へ呼びかけましたが、その後の進展はありません。

災害協定についての勉強会の予定はありません。尚、災害協定について沖縄士業ネットワーク協議会では、実際に災害が起きた際のルールがないためにその点の検討協議が必要とされています。

### 質疑応答

熊本会：災害協定の中身について「相談及び被害認定調査」以外にないか？

鹿児島会：境界管理を協定書に盛り込んでいます。

## 2. 出前授業について

### 〈福岡会提案議題〉

福岡会は、本年からは九州大学と新たに西南学院大学で社会連携講座を開講しております。社会貢献・知名度向上・後継者育成並びに人財育成にも繋がるとの観点から、大学生を対象としていますが、小中高で出前授業を実施してある会にお尋ねします。出前授業の内容及び実施されている学校の状況を教えて頂きたい。

### 〈宮崎会提案議題〉

出前授業について

### 回 答

#### 福岡会

九州大学（5年目）と本年から新たに西南学院大学（法学部）で社会連携講座開講しております。両大学とも15コマずつ、合わせて30コマの講座です。

講師は9名で両大学を担当しています。

九州大学で昨年までは150名から170名、西南学院大学で56名が受講者しました。

学術顧問の教授をお願いして実現しました。

## 佐賀会

佐賀会では出前授業の実績はありません。広報部で今後検討していく予定です。

## 長崎会

佐世保支部は7年間、工業高校で測量に特化した授業を実施しています。島原支部、平戸支部でも実施している。

今年の2月には公嘱協会にて小学校3校で出前講座を実施。小学生向けに測量の歴史、2限目には測量機器を使用して地上絵を書く授業を行いました。

## 大分会

大分会では広報部が対応しています。

今年、熊本会の地上絵を見学して大分会も地上絵の検討を行うと聞いています。

## 熊本会

地上絵プロジェクトをとおして出前事業を行いました。

今回は広報部、業務研修部、社会事業部が共同で行いました

また、小学校への経緯度標設置をとおして出前事業を準備中です。

熊本大学に対して出前事業を準備中ですが業務研修部が担当しています。

今年は、12月に法学部の三年生、四年生を対象に3コマ実施します。

熊本大学が弁護士試験だけではなくて他の資格試験（税理士会、社会保険労務士会、司法書士会、行政書士会）についても授業を考えていたので、法学部長に掛け合って土地家屋調査士会も参加をする事にした。今年はプレ講義として3コマの実施ですが、来年以降は単位が取れる15コマを継続的に実施する予定です。

財務局から「地震後の境界について」の講師派遣の依頼が来ておりますがこれも業務研修部が担当しています。

## 鹿児島会

弁護士会に対し、司法修習生への講義へ講師を派遣しています。また、本年度から鹿児島大学に対しても、寄付講座への講師派遣を行う予定です。

今年は刑務所から受刑者に対して測量の講義依頼があり15コマを3人で対応する予定です。

## 宮崎会

2015年11月27日 地上絵プロジェクト実施（宮崎市：大淀小学校）

2016年11月25日 地上絵プロジェクト実施（宮崎市：古城小学校）

2017年11月17日 地上絵プロジェクト開催予定（都城市：明道小学校）

## 沖縄会

沖縄会は社会事業部の担当ですが、10年ほど前に沖縄国際大学（私大）で、後継者、人材育成を目的とした出前授業を行っていましたが、講師の引き継ぎが旨くいかず立ち切れとなっております。

## 質疑応答

福岡会：福岡の地上絵プロジェクトは親父の会が実施していました。今日、調査士会が実施している事を聞いてとても参考になりました。

熊本会：鹿児島会に質問ですが、大学の寄付講座の金額を教えてください。

鹿児島会：年間で20万円（1コマでも金額は変わらない）

## 3. 専門研究所について

### 〈福岡会提案議題〉

福岡会では、調査士制度・不動産登記・筆界や境界立会及び測量技術等についての研究のために専門研究所を立ち上げて会員に活躍して頂いている所ですが、各会でも同じような機関がありますか。また、ありましたらどのような研究等を行っているのか教えて頂きたい。

## 回 答

### 福岡会

職務上請求書、法定相続証明制度のマニュアル化を考えています。

### 佐賀会

境界鑑定委員会があるがあまり動きはない。

### 長崎会

境界鑑定委員会が活動しています。

### 大分会

大分会では業務部付の境界鑑定委員会が活動を行っております。

### 熊本会

業務研修部が地震後の境界についての委員会を立ち上げています。

各市町村の境界に関する相談業務を行っています。

地震によるズレに伴うパラメータの研修を行っています。

来年1月に弁護士会に講師を派遣して「境界や筆界」について講義を予定しています。

経緯として裁判官から建築に関する裁判に対して弁護士に建築に関する知識が乏しいことから、裁判が長引く傾向にあるために弁護士に知識

を持って欲しいとの依頼があったらしく、建築に関する裁判は弁護士会が建築士会と提携して進めているそうです。それに習って熊本会も境界に関する訴訟も長引く傾向にあるので同じ様な提携が出来ないか模索してるところです。

#### 鹿児島会

鹿児島会では、境界鑑定委員会が筆界について研修を実施しています。

#### 宮崎会

境界鑑定委員会が開催する鑑定講座や特別研修等を行っている。

#### 沖縄会

沖縄会は業務部付の境界鑑定委員会が鑑定人養成講座研修録等を中心に研究活動を行っておりますが、近年、筆界特定事件の増加に伴う筆界の混乱もあり、その対策の研究の必要性を感じているとのことであります。

#### その他

鹿児島会では建築士会から交流を求められています。建築にまつわる訴訟などが増えているから是非土地家屋調査士会とも交流を持ちたいと言ってきています。

熊本会が弁護士会と提携をする事になったきっかけは顧問弁護士から聞いた話によると弁護士会のADRでマンションのフロアの歪みについて経年劣化による歪みなのか施工ミスによる歪みなのか弁護士では判断出来なかったので専門家である建築士を入れて検討した結果、施工ミスである事が判明して早く済んだので今後も建築士と提携する事になったようである。

同じ様に土地家屋調査士からも専門的な知識を得たいと言う事で連携の話になった。

裁判所からの要請も大きかったようです。

### 4. 空家対策について

#### 〈佐賀会提案議題〉

- ① 県の現在の取り組みについて、教えてください。
- ② 佐賀会では、空き家等対策に関する協定を鳥栖市と結ぶ方向で動いていますが、すでに結ばれている県がありましたら、資料等の提供や協定を結ぶ上でのアドバイス等をお願いしたいと思います。  
また、空き家等に関する相談があった場合、事務局での受付後の体制づくりをされているかどうか教えてください。その場合、どういった体制を取られているかを教えてください。



〈大分会提案議題〉

- ③ 家対策協議会に参加して変わった事を教えてください。
- ④ 空家対策に関する業務が発生していたら教えてください。

〈熊本会提案議題〉

- ⑤ 家対策についての取り組みの状況等

〈宮崎会提案議題〉

- ⑥ 家等対策について

〈沖縄会提案議題〉

- ⑦ 調査士の専門性を生かして、どのような形で社会貢献が可能か協議したい。

回 答

福岡会

① の回答

福岡会は、業務部並びに制度対策委員会で対応しています。

福岡県空家対策連絡協議会に調査士会も参画して、協議会委員2名を選任している。また、空家対策協議会を県内で設けている市町村には協議会委員として選任、活躍中です。

② の回答

福岡会は、福岡県建築住宅センターと「空家専門相談支援事業に係る専門相談員の派遣に関する協定」を締結、市町村及び地域での空家等に関する相談会に対応する為、各支部に相談員候補者を選任して派遣できる体制を取っている。

③ の回答

変革等ありませんが、社会貢献及び認知度の向上に繋がると思っています。

④ の回答

福岡会はまだありませんが、福岡県に対して空家対策に伴う境界紛争防止並びに跡地利活用の為の境界確定測量等の見積(案)を示し、業務依頼に対応出来る様に対応しています。

佐賀会

佐賀県内では、20市町の内、7市町において協議会が設置されています。県内の市町に対して、協議会を設置する際には、調査士をメンバーに入れていただきたい旨の文書を出しています。調査士会事務局へ連絡があった場合には、支部長を通じて、地元の調査士の推薦をして頂いていま

す。

調査士として活動できる範囲は限られていると考えています。建物表題、建物表題変更、建物滅失、境界確定など最終段階での活動については思いつきますが、途中段階（建物の利活用や特定空き家と認定するまで）での活動については、社会貢献活動の意味合いが強いとと考えています。他会の意見を聞かせて頂きたいと思います。

現在、協議会に委員として参加して頂いている会員に対し、協議会の現在の状況の報告をお願いしています。

報告が一部上がってきていますが、既に特定空き家等と判断される箇所が数か所あり、対応を検討中であつたり、文書による指導がなされていたりという状況です。また、協議会に出席するなかで、土地家屋調査士及び不動産登記法等が必要な判断場面はあまりないという状況です。そのため、資格者として、「空き家等対策」にどう関わればよいかという意見も上がってきています

### 長崎会

長崎では県内の各市町に対して委員会の設置に際し、土地家屋調査士の活用をお願いする文章を提出しています。

現在、佐世保市、新上五島町、島原市と協定済。大村市には委員会設置はされているが声がかからず未締結。

### 大分会

大分会では、全18市町村の内7市町村で調査士が協議会に参加しています。

今年度は、協議会参加者による報告会を開催する予定にしています。

協定書については、昨年全調査士会にお願いして協定書の締結状況のアンケート調査をさせて頂きました。（別紙資料添付）

アンケートと共に提供して頂いた協定書の内容を検討して大分市に協定書締結の打診をしています。

### 熊本会

熊本県の住宅課の主導にて空家に関する委員会が立ち上がりましたが地震にてストップしております。市町村に於いても委員会に調査士が参加しているところもありますが未だ活動の報告は来ておりません。

### 鹿児島会

鹿児島会では、6市町村の空家対策協議会に専門員として参加していますが、調査士としての利用なのか単なる一般市民委員としての参加なのかについて各官公署の運営に疑問があるため、実情を調査するとともに、本会内に空家空地対策、所有者不明土地等の勉強会を立ち上げ、知

識を向上させたいという行政に対して、調査士が専門家として何ができるのかを提言していけるような集団にするべきと考えています。

#### 宮崎会

平成 28 年に会長、副会長が、法務局、司法書士会と共に市町村を訪問し、空き家対策についてお願いをした。

空き家対策協議会に日向市、都城市、延岡市は調査士から推薦済  
平成 29 年度第 1 回空き家連絡調整会議に会長、副会長が参加した。

#### 沖縄会

沖縄会では一昨年、県内各市町村宛てに空家等対策特別措置法による土地家屋調査士の活用を文書で呼びかけました。

今年 10 月に、那覇市から審議会委員の推薦の依頼がありました。  
体制については、未だ整えていません。これからです。

### 5. 筆界特定スキームについて

#### 〈長崎会提案議題〉

長崎会では筆界特定スキームにおいて、研修会等を開催し対応している状況ですが、他会においての状況を教えていただけないでしょうか。

#### 回 答

#### 福岡会

所有者不明土地の隣接地分筆申請手続代理業務の案件を受託した調査士にて法務局と相談等を行いながら、連携して筆界特定手続が進められている。

#### 佐賀会

今のところ、特に対応をとっていません。対応する際には、業務部が担当することになります。

#### 長崎会

筆界特定スキームの案件が殆ど無いので、各県の情報等があれば頂きたい。

#### 大分会

大分県では、筆界特定スキームについての動きは聞いていません。  
先日の二豊会（法務局と調査士会の協議）の議題にあげましたが、全国で 3 件しか事例が無く試行データが足りていない事から本施行は未定との報告でした。

単純に隣接者が不明と言う理由だけであれば、今現在でも三ヶ月で特定する事は可能であるとの、筆界特定登記官より発言がありました。

#### 熊本会

大分会同様動きはありません。

8月に筆界調査員対象の研修で事例の検討を行った。

### 鹿児島会

筆界特定室との協議会で話題に出したが、あまり詳細な情報を得ていないようであった。(6月時点での研修会の講師は断られた) 本会としては、筆界特定スキームの施行は分筆登記にとってメリットがあるので、法務職員に講師の依頼を行いたいと考えています。なお、公嘱協会から協会受託事件の嘱託登記についてスキーム利用が可能か質問があっているが、現段階では困難ではないかと考えています。

### 宮崎会

筆界特定スキームについての動きはないが、法務局主導で筆界調査員の研修会を行っている。

境界鑑定委員会の開催する境界鑑定講座及び特別研修を終了したものを筆界調査員の推薦の参考としている。

### 沖縄会

実施時期が未定なのと要望がないため研修会等の実施はしていません。

## その他

福岡会では現在1件が進行中なので、情報提供出来る分については開示出来る範囲で提供したいと考えています。

福岡法務局によれば日調連で8月に民事二課と話し合いがされて筆界特定制度とADRの連携について骨子案ができたので9月頃に各地方方法務局に渡り法務局内部で検討中と思われるので、これから各法務局より情報提供がされると思われます。福岡会では、法務局との筆界特定との連携に関しての協議会を11月に開こうと思ったのですが法務局より骨子案を精査中なので来年の1月以降にして欲しいといわれている。

## 6. 個人情報保護法について

### 〈長崎会提案議題〉

平成29年に個人情報保護法が改正され、土地家屋調査士が対象となることとなり、長崎会では研修会を開催し会員へ周知を図っている段階ですが、他会の状況を教えていただけないでしょうか。

## 回 答

### 福岡会

福岡会は、総務部で対応しているが、法改正の会員へ周知について検討し

ている。

所有者不明土地について各市町村の税務課に情報提供のお願いをしたけれども、個人情報保護法の関係でかなり厳しくなっています。本年度と来年度にかけて、再度市町村にプッシュする予定にしています。空家対策の協議会を通じてお願いしようと考えています。

### 佐賀会

今のところ、特に対応をとっていません。総務部での対応になります。

### 長崎会

### 大分会

大分会では、総務部が対応しています。今年度は、支部研修会のテーマに上がっています。

### 熊本会

当初研修会を開催しましたが改正後は研修会を行っておりません。総務部が対応しています。

### 鹿児島会

法施行により、調査士にも法順守義務が課せられましたが、具体的にどのような書類・行為がアウトになるのかといった情報が日調連から発せられていないので待ちの状況です。(総務部対応)

### 宮崎会

平成 29 年 11 月 1 日第 2 回研修会を「個人情報保護法について」として実施予定。なお新しい個人情報保護法に対応した規則は作成していない。

### 沖縄会

改正前の個人情報保護法は担当部署の総務部長が講師を務め研修を実施しました。改正法は総会資料にパンフレットを貼付して、会員へ周知しました。

### その他

福岡会では 60 市町村の内 16 市町村に対応して貰っていたのですが、今年の秋の段階で 8 市町村に減ってしまったので、色々な方法を利用して数を増やしたいと考えています。

鹿児島では、1 ヶ月半ほど前に調査士会、公嘱協会、政治連盟で鹿児島市の議員「国会議員、県会議員、市会議員」との要望協議の場で所有者不明土地の各市町村からの通知について議題に挙げた結果、個人情報保護法はもとより、国としては地方自治法の兼ね合いがあつて強制はできないと言う結論であった。

熊本市では、隣接地所有者不明土地については、職務上請求用紙を使用し

て相続人調査を行うが、対向地について職務上請求用紙を使用する事に疑問があると言う事で熊本市と協議を重ねた結果、対向地については、熊本市の境界を確認する課が、固定資産税や戸籍を調べて連絡先として土地家屋調査士の事務所を書いて郵送して連絡をして貰う制度が昨年確立しました。

## 7. 業務拡大について

### 〈長崎会提案議題〉

長崎会では業務拡大のため登記手続案内パンフレットを作成することを法務局と協議中ですが、他会において業務拡大のためされていることがあれば、教えていただけないでしょうか。

### 回 答

#### 福岡会

飯塚支部にて広報並びに無料相談会事業として、飯塚市新庁舎の建物表題登記を行い『未登記建物解消月間』と称し10月1日より10月30日まで飯塚市庁舎西側への横断幕の掲載及び税務課への広報用チラシの設置を行いました。また、県会担当部署としては広報部で各種パンフレット等を作成している。

#### 佐賀会

特に対応をとっていません。

#### 長崎会

今年度から建築指導課、農業委員会、資産税課に向けて例えば確認通知書を取られた方向けのパンフレットあるいは農地転用を取られた方向けのパンフレット、建物の取り壊しを行われた方向けのパンフレットを作成して登記に繋げて頂けるようなパンフレットを作成する上で提案をさせて頂きました。

#### 大分会

特にありません。

#### 熊本会

今のところ協議等は行われていません。

#### 鹿児島会

鹿児島会では、業務拡大のためのパンフレット作成等の検討はありません。

広報部で行う県会ホームページ運営や、建物所在図や空家対策、所有者不明土地に関する取り組みが進めば業務拡大につながると考えています。特に、空家空地対策、所有者不明土地の問題は国家政策に関わる

問題なので、来年度には予算を組み勉強会等を行って知識習得を図る予定です。

認定調査士の紹介する制度を一昨年より実施しています。

年間30件以上紹介をしています。

筆界特定の代理人や一般業務で業務拡大に繋がっています。

### 宮崎会

法務局と合同で作成した筆界特定と相談センターの共同によるADRパンフレットがあり、それが業務拡大につながるのではないかと思います。

### 沖縄会

今年1月から当会のおきなわ境界問題相談センターでは、従来のセンターでの相談の他にセンターと連携して、事前相談から紛争解決まで相談者の最寄りの認定土地家屋調査士資格を有する会員に対応してもらうシステム（準千葉会方式）を取り入れ、認定土地家屋調査士の活用を推進しました。

### 質疑応答

鹿児島会様の認定調査士の紹介制度について規約等について教えてください。

センター事務局の専用電話に市民から電話が掛かって来ると事務局職員がマニュアルに沿って名簿の順番に認定調査士を紹介する事になっています。

マニュアルを作っていますが、規約等は作っていません。

## 8. オンライン申請利用促進について

### 〈長崎会提案議題〉

長崎会ではオンライン申請利用者にステッカー等を配布する予定ですが、他会においてオンライン利用促進の状況を教えていただけないでしょうか。

### 回 答

### 福岡会

業務部で対応している。オンライン申請利用促進に関しては、県全体研修会及び各支部単位での研修会等でオンライン申請利用等を会員へ促している。

### 佐賀会

利用促進については、現在、業務部にて検討中です。

### 長崎会

福島会が法務局と共同でオンラインを利用している会員にステッカーを

配布していると聞いたので、法務局も力を入れていると言う事で提案をさせて頂きました。

### 大分会

法務局が各官公庁や司法書士事務所、土地家屋調査士事務所を個別訪問してオンラインの普及促進のお願いに回っている。

業務部がオンライン未対応者に個別指導を行っている。

### 熊本会

業務部で研修会を予定しております。

### 鹿児島会

鹿児島でも法務局が利用促進のお願いを行っています。また県会の研修会でのオンライン申請の普及促進の講師を法務局に依頼しています。

### 宮崎会

特段個別指導はしていないが、法務局が行ったアンケート調査に調査士会が協力し利用促進を図っている。

### 沖縄会

沖縄会では行っていません。もともと調査士の利用率は悪くはないのですが、法務局の方で会員、支部単位でフォローしていただいたお陰で、会員利用率が上がったようです。

沖縄会のオンライン普及率は9月時点で九州で1位、全国でも11位との報告を受けた。

### 質疑応答

佐賀会は低調ですが、大分会が個別指導をしているときいたのですが、どのような個別指導をしていますか

大分会では、業務部が担当していますが、会員からアンケートで指導が必要な人を募ります。業務部員が指導が必要な人の事務所に出向いて導入からオンライン申請が出来るようになるまで指導をしています。費用については、業務部員の旅費、日当のみ

長崎会では、法務局職員が調査士の事務所に出向いて指導をしてくれると言う事なので、法務局にお願いしようと思っています。

佐賀会も法務局から長崎会と同じ事を言われていたが、希望者はありませんでした。

福岡会では、オンラインができた時に各支部にオンライン推進委員を置いて個別指導を行いました。費用については、支部の日当でほぼボランティア実施してもらいました。

## 9. ADRと筆界特定の連携について



## 〈長崎会提案議題〉

今後法務省からADRと筆界特定の連携方策が示されるとの話が挙がっており、加えて日調連からアンケートの提出を求められたところですが、既に共同パンフレット等の作成をされている会について、現段階での連携状況の成果・問題点等があれば教えて頂けないでしょうか。

## 回 答

### 福岡会

法務局と内容を協議し、共通パンフレット(筆特とADRの対比記載)を作成し、無料相談会等で配布している。今後は法務局の窓口を設置して戴いたり、筆界特定書を郵送される際に同封して戴いたり出来ないか協議する予定である。

### 佐賀会

現在のところ、特に対応をとっていません。

### 長崎会

法務局と共同パンフレットを検討中です。共通パンフレットの効果や問題点等があったら教えてください。

### 大分会

大分会では、調停案件が無い事もあってなかなか連携を取るまでに至っていません。

1年に1回程度、連絡協議会を開催していますが議題に困っています。

### 熊本会

熊本会では年2回ほど連絡協議会を予定していますが大分会と同様連携を取る所までは至っておりません。

2年前に共通パンフレットや共通相談表を作成しています。

### 鹿児島会

協議会は年3回行っていますが、前年度は2回でした。ADRセンターへの調停申立が少ない状況と、筆界特定申請が年間20件以上あることから筆特との連携がセンター業務維持のカギを握ると考えており、年2回の協議会では少ないので3回は最低維持して、具体的な連携の方法について協議を継続していきたいと考えています。

共通リーフレットについては3年前に作成しましたが、認証を得た後のセンターの仕組みが変わるので、今年度から来年度にかけて広報部・社会事業部・センターの三者によるPTを立ち上げて企画していく予定です。また、年1度、境界トラブル無料相談所を開設していますが、費用等は法務局と折半です。最近は、局のほうからも会計的に気を使ってもらって

います。(官民連携の具現化という言葉が効いたと思います)  
問題点としては、法務局側の人事の影響が大きいということがありますが、これは我慢して次に期待するしかありません。弁護士会も協議会に参加を希望してきましたが、法務局は難色を示していますので他士業との連携も懸案事項です。

### 宮崎会

平成22年より年に1~2回開催しています。  
事前面談共通面談表、共通リーフレットを作成、今後は筆界特定後の境界標設置に付いて連携して協議をする事になっています。  
法務局への要望事項として筆界特定調査員の研修にセンターの運営委員も参加させて欲しいと要望しています。

### 沖縄会

沖縄会は、筆界特定制度と調査士会ADRとの連携に関する協議会を設置し、事前相談、情報共有、広報、研修等に関する連携を取り決めておりますが、法務局の筆界特定業務が多忙な為、協議会の開催が少ないのが現状です。

## 10. 各部との住み分けについて

### 〈大分会提案議題〉

大分会では、建物所在図作成作業→業務部  
14条地図作成作業→業務部  
災害対策(調査士会内部)→総務部  
災害対策(調査士会外部)→社会事業部  
無料相談会(法務局主催)→総務部  
無料相談会(法務局以外)→社会事業部  
筆界特定制度との連携→基本的に業務部  
筆界特定制度とADRの連携→社会事業部  
筆界特定スキーム→業務部  
所有不明土地→業務部  
オンラインの促進→業務部  
個人情報保護法→総務部  
出前授業→広報部

上記の様に似た内容でも他の部と重複する項目が存在するのですが、各会も同じ様な感じなのではないでしょうか？

回 答

### 福岡会

建物所在図作成作業→業務部

14条地図作成作業→業務部

災害対策（調査士会内外とも）→社会事業部

無料相談会（法務局主催）→広報部

無料相談会（法務局以外）→広報部

筆界特定制度との連携→基本的に社会事業部

筆界特定制度とADRの連携→社会事業部

筆界特定スキーム→社会事業部

所有不明土地→業務部

オンラインの促進→業務部

個人情報保護法→総務部

出前授業→社会事業部

福岡会は、総務部・財務部・業務部・研修部・社会事業部・広報部の6部署で会務を行っていて、他会との担当部署の違いを感じています。

### 佐賀会

建物所在図作成作業→対応していません。他県の状況をお聞きしたい

14条地図作成作業→社会事業部

災害対策（調査士会内部）→総務部

災害対策（調査士会外部）→総務部

無料相談会（法務局主催）→広報部

無料相談会（法務局以外）→広報部

筆界特定制度との連携→業務部

筆界特定制度とADRの連携→対応していません。他県の状況をお聞きしたい。

筆界特定スキーム→業務部

所有不明土地→業務部

オンラインの促進→業務部

個人情報保護法→総務部

出前授業→広報部

### 長崎会

建物所在図作成作業→未定

14条地図作成作業→社会事業部

災害対策（調査士会内部）→総務部

災害対策（調査士会外部）→社会事業部

無料相談会（法務局主催）→各支部に委託

無料相談会（法務局以外）→各支部に委託  
筆界特定制度との連携→社会事業部  
筆界特定制度とADRの連携→社会事業部・ADR  
筆界特定スキーム→社会事業部  
所有不明土地→社会事業部  
オンラインの促進→社会事業部  
個人情報保護法→社会事業部  
出前授業→各支部に委託

## 大分会

### 熊本会

無料相談会→社会事業部  
筆界特定制度との連携→社会事業部  
筆界特定制度とADRの連携→社会事業部  
所有不明土地→業務部  
オンラインの促進→業務部  
個人情報保護法→総務部  
他士業との連携→社会事業部

### 鹿児島会

14条地図作成作業→社会事業部  
災害対策（調査士会内部）→総務部  
災害対策（調査士会外部）→社会事業部  
無料相談会（法務局主催）→ADRセンター  
無料相談会（法務局以外）→社会事業部  
筆界特定制度とADRの連携→ADRセンター  
筆界特定スキーム→業務部  
所有不明土地→業務部  
オンラインの促進→業務部  
個人情報保護法→総務部  
を中心に進めています。

本会の特長としては、センターが社会事業部から独立しており、他の部と対等関係にあるので、各部からセンターへの協力が得やすいです。

### 宮崎会

14条地図作成作業→業務部  
災害対策（調査士会内部）→総務部  
災害対策（調査士会外部）→広報部

無料相談会（法務局主催）→総務部  
無料相談会（法務局以外）→広報部  
筆界特定制度との連携→社会事業部  
筆界特定制度と ADR の連携→社会事業部  
筆界特定スキーム→社会事業部  
所有不明土地→業務部  
オンラインの促進→業務部  
個人情報保護法→総務部  
出前授業→社会事業部

### 沖縄会

建物所在図作成作業→社会業務部  
14 条地図作成作業→社会業務部  
災害対策（調査士会内部）→総務部  
災害対策（調査士会外部）→社会事業部  
無料相談会（法務局主催）→社会事業部  
無料相談会（法務局以外）→社会事業部  
筆界特定制度との連携→業務部  
筆界特定制度と ADR の連携→社会事業部  
筆界特定スキーム→業務部  
所有不明土地→業務部  
オンラインの促進→業務部  
個人情報保護法→総務部  
出前授業→社会事業部

### 1.1. 無料相談会について

#### 〈熊本会提案議題〉

無料相談会の状況等を教えてください。

広報活動の方法、相談場所、相談件数等

回 答

#### 福岡会

・福岡会は、広報部担当ですが、10月1日の法務局主催の無料相談会（相談件数13件）・専団連主催の共同無料相談会 年3回（相談件数 平均7～8件）並びに県を3地区に分けてADR相談員にて月に1回は市町村の施設等で開催しています。また、「くらし事業何でも相談会」として福岡市の百貨店等にて月1回開催していて、県下どこかでほぼ週1回の割合で無料相談会を開催している。（ADRセンター運営・相談員のスキルアップ・筆界特定等への連携も図れている）

- ・相談件数としては、昨年度107件の相談がありました。

### 佐賀会

広報部で対応しています。

広報活動の方法：市報や新聞への広告など。

相談場所：各支部長にて対応

相談件数：年々少しずつ増えている状況です。

### 長崎会

長崎会のホームページに掲載する他、支部の要望により広報誌への広告掲載を行っています。

### 大分会

10月1日の法務局主催の無料相談会では、全304件の内15件が表示に関する相談があったと報告がありました。

7月31日の調査士会の無料相談会では、10会場で31件の相談がありました。

広報活動としては、市報や新聞広告に掲載依頼をしています。

### 熊本会

法務局、熊本県行政評価事務所、専門士業合同相談会、調査士の日の相談会、などが開催されていますがいずれの会場でも4～5件位です。

広報活動の方法としてはチラシを役所の窓口に置くなどしています

### 鹿児島会

7月31日の調査士の日の無料相談会は9会場で実施しました。

相談件数は0件でした。

10月1日の法の日の集計ができていないので報告できないのですが、その他の相談会については、行政評価事務所、宅建業界、県主催の相談会等に参加しています。

### 宮崎会

連合会主催無料相談会 8/29 法務局と合同で開催 (63名)

法務局主催 10/1 相談所 3会場で開催

同 11/25 開催予定

### 沖縄会

沖縄会では、ラジオ、新聞、市報等で広報活動を行い、県、市町村役場の一部の場所を借りて行っています。7月28日～8月1日に無料相談会を実施しました。14会場で71件の相談がありました。内訳として、登記相談が15件、境界争いが34件、その他が22件でした。また、おきなわ境界問題相談センターでは、定期的に市町村

等を回り相談の呼びかけ等の広報活動を行っております。

## 12. 他士業との連携について

### 〈熊本会提案議題〉

他士業との連携強化を計りたいと思っておりますが、現状と課題などを教えてください。

### 回 答

#### 福岡会

10 士業による専門職団体連絡協議会において、定期大会での講演会や各親睦事業の継続及び共同無料相談会を福岡市で年3回開催、内6月の相談会は県内3カ所で相談会を開催している。また、不動産研究会並びに災害支援の勉強会に参画しています。親睦事業としてボーリング大会、囲碁大会、更には、開業5年未満の会員の交流会もあります。

問題点として、各士業の負担金が会員数に応じた額になっていない事が課題であると思っております。

#### 佐賀会

佐賀県専門士業団体連絡協議会において、合同無料相談会の実施、大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書の締結、懇親ボウリング大会などを行なっています。

#### 長崎会

平成28年3月に弁護士会の要望があり、調査士会・弁護士会・不動産鑑定士協会・司法書士会・中小企業診断士協会・税理士会・行政書士会・社会保険労務士会から72名が参加し、若手士業交流会を開催しています。

#### 大分会

県下8士業との連絡協議会を設置しており、8士業の無料相談会も実施しています。

各士業の若手が共同で活動出来る場を設けたいとの意見もありましたが、実現はしていません。

#### 熊本会

熊本県8士業専門連絡協議会を設置、持ち回り方式で年4回協議会を開催、合同相談会、合同研修会、大懇親会などを行っています。

#### 鹿児島会

鹿児島県では、9士業団体で士業団体連絡協議会を定期的で開催し、各士業同士の連携と情報について協議しています。

年一回、9士業団体による合同相談会を開催しています。

県と9士業団体で災害時の無料相談会の協定を締結しています。

## 宮崎会

災害時相談業務を宮崎県専門士業団体連絡協議会と宮崎県で締結している。また相談センターが弁護士会と協働している。

## 沖縄会

沖縄会では、県内 10 種の士業団体が集まる「沖縄士業等ネットワーク協議会」へ参加しています。会議が年 3 回、8 月に親睦ゴルフ大会、11 月によろず相談会を実施しています。

災害協定で述べたとおり、過去に那覇市、豊見城市との災害時復興支援のための相談業務の協定を結びました。

今年度は現在、深刻な社会問題となっている「子どもの貧困について」協議会として何ができるか検討します。

### 13. 所有者不明地について

#### 〈沖縄会提案議題〉

調査士の専門性を生かして、どのような形で社会貢献が可能か協議したい。

回 答

#### 福岡会

業務部並びに制度対策委員会で対応しています。

#### 佐賀会

業務部で対応する予定ですが、今のところ特に対応をとっていません。

#### 長崎会

政治連盟と一緒にあって勉強会を開催して対応をしていけないか検討中です。

#### 大分会

業務部が対応しています。

#### 熊本会

業務部が対応していますが、近日中に顧問議員と勉強会を開催する予定です。

以前、政府の税制調査会の会長である野田たけし特別顧問議員より所有者不明土地についての議員の委員会を立ち上げて委員長をされている事から調査士会から意見を聞きたいとの申し入れがありました。

それで、来週の土曜日に国会議員と勉強会を開く事になりました。

そこで、法整備をされる方向になると思うので、意見や要望を聞かせて欲しい。

#### 鹿児島会

空家空地対策問題と双壁をなすこれからの大きな課題と認識していますので、既に地籍問題研究会や行政主催の勉強会等への人員派遣を行



っていますが、今後は、本会内に勉強会も立ち上げて法律を熟知したうえで、土地建物の法律専門家として何が出来得るのかを議論して練り上げ、立法・行政に提言できるようになりたいと思います。

マンションの敷地について境界立会をする時に誰と立ち会うのかと言う事で、一般的には管理組合にお願いする事になると思うが、管理組合が無かったり既に解散してる場合に住人の所在が分からなくなっている場合も所有者不明土地になる。又、外国人が土地を買って既に外国に帰ってしまった場合はどうすれば良いのか等の問題をピックアップして行政等に提案をしていく必要がある。

#### 宮崎会

業務部が対応しています。

#### 沖縄会

行政機関等と専門家による協議会を組織して対応を協議できればと思っております。

#### 熊本会から提案があった要望事項

相続登記等の強制化（法整備）、住民票を移せばそれに基づいて登記事項も変える様な法整備が出来ないか？

#### 14. その他

鹿児島会の谷口境界鑑定委員長より「隣接法律専門職種としての地位を確立した経緯の説明」について

平成9年11月司法制度改革の基本方針として平成10年3月に規制緩和推進三カ年計画が発表されて、行政型のADRと言われる筆界特定制度と民間型のADRが定められた。

平成12年5月に自民党で報告された「21世紀の司法の確かな一歩」のなかで裁判外紛争解決処理の充実と隣接法律専門職種の訴訟関与のあり方が報告されました。この中で隣接法律専門職種として司法書士、便利士、税理士の訴訟関与の問題が取り上げられ、又、司法制度改革審議会においては、これら3職種に加えて社会保険労務士と行政書士に対しても、調査審議の対象とされた。この頃は司法制度改革審議会に調査士が知られていなかった分けです。平成13年6月23日の連合会の総会で、政治連盟を設立するという事を承認した。

平成17年に行政書士法が自動車業界の政治的圧力と規制緩和要求により摘要除外策が講じられた（新車の登録や車庫証明が自動車会社ができるようになった）

土地家屋調査士会も行政書士会の二の舞にならない様に政治連盟の会員を増強して制度を安定、発展させる必要がある。

平成 13 年の長崎会の行政型 ADR の研修で有馬先生の内容は、境界確定は法務局の境界確定登記官が行う。境界確定登記官は職権でその手続きを開始する事が出来る。境界確定委員会を設ける事になっている。境界確定委員は弁護士、土地家屋調査士の中から委員が任命される。委員会は、所有者間に所有権に関する紛争が明らかになった時には、調停を受ける事ができる。なぜ、調停を受ける事が出来るかと言うと、調査士会は既に ADR を実践していたからです。

そして、境界確定訴訟を廃止します。

登記官は境界確定がされた時は地積更正、地図訂正等を行わなければならない。尚且つ、境界標を設置しなければならない。とまで書かれた要綱案だった分けですが、行政処分として強い効力を与えると、その取り消しを求めて地裁、高裁、最高裁まで行って処分をやり直してそれについて又、訴訟をすと言うかえって境界確定訴訟より時間が掛かってしまうかも知れないと言う事で、法務局には、筆界について専門知識を持った人達が大勢いる。又、土地家屋調査士を始めとする専門的知識を持って法務局と協力出来る人達がいる事から法務局で筆界を判断する事にした。筆界特定制度の意義は行政レベルで筆界についての適正な判断を迅速に示す事により筆界を巡る紛争を予防し又早期に解決する事を可能にする。法的な効力に変えるのではなく内容で勝負すると言う事で現在の筆界特定制度になった。

筆界特定事件の件数は平成 18 年より 2500~2600 程度です。反面、境界確定訴訟は筆界特定制度が始まった平成 18 年までは 800 件程度あったものが、400 件位に半減しました。

調査士会 ADR は年間 50 から 60 件調停がされている。

調査士会は調停で貢献していると判断できる。

規制の緩和、資格者廃止議論があった中で各資格者は生き残りを掛けて様々な取組をしていますが、日調連は ADR への取組を大きな柱としてきました。土地家屋調査士が専門分野である土地境界の紛争解決の為に専門性を生かして社会に貢献すること、その過程で更に知識経験を深め高める事こそが、専門資格者としての土地家屋調査士の将来を開く事になると考えたからです。

平成 20 年 5 月の総会で社会事業部が設置されました。

社会事業部が司る事務は、地図の作成及び整備等に関する事項、筆界に関する民間紛争解決手続きに関する事項、法テラスに関する事項、

公共嘱託登記の受託推進及び協会に対する助言に関する事項、筆界特定制度に関する事項、その他公共公益に関わる事業の推進に関する事項